

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成30年度上半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
海外子女教育振興財団	会費等	1,000,000	1,000,000	2018/5/31	当機構職員等が海外駐在 する際の日本人学校の開 設・運営および安全対策 上、必要であるため。	公財	国所管
金融情報システムセンター	会費等	430,000	430,000	2018/4/19	当機構の金融関連業務 上、同センターによる情報 が必要であるため。	公財	国所管
結核予防会	謝礼金等	152,712		2018/7/5		公財	国所管
国際環境技術移転センター	旅費・交通費	376,500		2018/6/28		公財	国所管
国際厚生事業団	専門家等の派遣 経費	5,145,451		※2		公社	国所管
国際農林業協働協会	専門家等の派遣 経費	126,902		※2		公社	国所管
国際文化会館	旅費・交通費	165,588		2018/7/13		公財	国所管
ジョイセフ	専門家等の派遣 経費	859,733		※2		公財	国所管
青年海外協力協会	専門家等の派遣 経費	189,477,221		※2		公社	国所管
全日本柔道連盟	専門家等の派遣 経費	1,163,371		※2		公財	国所管
地球環境戦略研究機関	専門家等の派遣 経費	1,593,743		※2		公財	国所管
日本生産性本部	専門家等の派遣 経費	2,424,000		※2		公財	国所管

※1:公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※2:専門家等の派遣経費の支出決定日は個人ごとに異なるが、原則として四半期毎に支払われている。